

○みやこ町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱

平成27年4月1日

告示第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の空き家の有効活用を通じて、都市住民との交流の拡大並びに定住促進による地域の振興及び地域経済の活性化を図るために実施する空き家バンクについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に居住を目的として建築され、かつ、現に居住していない建物（空き家となる予定の建物を含む。）及び土地をいう。ただし、共同住宅（アパート等）、分譲等を目的としたものは除く。
- (2) 所有者等 空き家について所有権又は賃借（転貸を除く。）若しくは売却を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 利用希望者 みやこ町への定住等を目的としてみやこ町空き家情報登録制度「空き家バンク」に登録された空き家の情報の利用を希望する者をいう。
- (4) 空き家バンク 町内の空き家の賃貸又は売買を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、利用希望者に提供するシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込み)

第4条 空き家バンクによる空き家の登録を希望する所有者等は、みやこ町空き家情報登録制度「空き家バンク」登録申込書（様式第1号）及びみやこ町空き家バンク登録カード（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、登録の可否について当該所有者等にみやこ町空き家情報登録制度「空き家バンク」登録完了（不可）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 所有者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、

空き家の登録ができないものとする。

4 町長は、第2項の規定による通知に伴い登録を完了したときは、みやこ町空き家情報登録制度「空き家バンク」物件登録台帳（附則第2項を除き、以下「空き家台帳」という。）に登録するものとする。

5 町長は、前項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによる活用が適当と認めるものは、当該所有者等に対して空き家バンクへの登録を薦めることができる。

6 空き家バンクへの所有者等の登録に係る手数料は、無料とする。

（空き家台帳の登録事項の変更の届出）

第5条 空き家台帳に登録された所有者等（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、みやこ町空き家情報登録制度「空き家バンク」登録変更届出書（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

（空き家登録者の登録の抹消）

第6条 町長は、空き家登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家台帳の登録を抹消するとともに、みやこ町空き家情報登録制度「空き家バンク」登録抹消通知書（様式第5号）により当該空き家登録者に通知するものとする。

(1) みやこ町空き家情報登録制度「空き家バンク」登録抹消届出書（様式第6号）の提出があったとき。

(2) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(3) 空き家台帳に登録後、3年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

(4) 空き家登録者が暴力団員であったとき。

(5) その他町長が適当でないとしたとき。

（空き家の情報の公表）

第7条 町長は、町のホームページへの掲載、閲覧その他の方法により空き家に関する情報を公表するものとする。ただし、空き家登録者が希望しない事項については、この限りでない。

（空き家の利用の申込み等）

第8条 利用希望者で次の各号に掲げるものは、みやこ町空き家情報登録制度「空き家

バンク」利用希望登録申込書（様式第7号）及び誓約書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、地域の振興及び地域経済の活性化に寄与しようとする者

(2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、みやこ町の自然環境及び生活文化に対する理解を深め、地域住民として生活しようとする者

(3) 空き家バンクの趣旨を理解し、前2号に掲げる者を支援しようとする者

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上当該利用希望者にみやこ町空き家情報登録制度「空き家バンク」利用希望登録完了（不可）通知書（様式第9号）を通知するものとする。

3 利用希望者が暴力団員であるときは、利用登録ができないものとする。

4 町長は、第2項の規定による通知に伴い登録を完了したときは、みやこ町空き家情報登録制度「空き家バンク」利用希望者登録台帳（以下「利用希望者台帳」という。）に登録するものとする。

5 空き家バンクへの利用希望者の登録に係る手数料は、無料とする。

（利用希望者台帳の登録の変更）

第9条 利用希望者台帳に登録された利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、みやこ町空き家情報登録制度「空き家バンク」利用希望登録事項変更届出書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（利用登録者の登録の抹消）

第10条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の利用登録を抹消するとともに、みやこ町空き家情報登録制度「空き家バンク」利用希望登録抹消通知書（様式第11号）を当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(2) 申請内容に虚偽があったとき。

(3) みやこ町空き家情報登録制度「空き家バンク」利用希望登録抹消届出書（様式第12号）の提出があったとき。

(4) 利用希望者台帳に登録後、3年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

- (5) 利用登録者が暴力団員であったとき。
- (6) その他町長が適当でないと認めたとき。

(空き家登録者と利用登録者の交渉等)

第11条 町長は、空き家登録者と利用登録者の交渉、売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にみやこ町に空き家の情報を提供し、従前の空き家台帳に登録された者は、施行日において第4条第4項の空き家台帳に登録されたものとみなす。

附 則（平成29年6月13日告示第41号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和5年3月17日告示第16号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。